

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立荏田南小学校
校長 阿部 千鶴

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、感謝いたします。また、一斉臨時休業に際しても、多大なるご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本日、緊急事態宣言が解除されました。横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分にとった上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

- ・ 第一期 6月1日(月)～12日(金) 分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
※ 開港記念日の6月2日(火)も授業を行います。
- ・ 第二期 6月15日(月)～30日(火) 学級での半日程度の短時間授業
※ この期間、給食は実施しません。

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用 (登校時、マスク着用の確認をします)
 - ・ 手洗い等の励行を指導 (ハンドタオルを持たせてください)
 - ・ こまめな換気の徹底
 - ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
- など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。



※今後、欠席の連絡は学校ホームページ記載のQRコードからお願いします。

2 第一期の分散登校について

- 感染予防のため、学級をA・Bの2グループに分けて教育活動を行います。
A・Bのグループ分けについては、学級ごとにメール配信でお知らせします。
地域別にグループ分けを行っています。
- 一学級を2つに分けて、午前と午後に分けて登校します。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 分散登校の仕方、日課表は、次のとおりとします。

分散登校の割り振りについて (6/1～6/12)

	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)
午前	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習
午後	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	B 授業 A 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習	A 授業 B 家庭学習

分散登校 日課表

	午前 登校 8:00～	午後 登校 12:30～
はじめの会	8:20 ～ 8:30	12:50 ～ 13:00
1校時	8:30 ～ 9:00	13:00 ～ 13:30
2校時	9:05 ～ 9:35	13:35 ～ 14:05
	10分休み	10分休み
3校時	9:45 ～ 10:15	14:15 ～ 14:45
4校時	10:20 ～ 10:50	14:50 ～ 15:20
帰りの会	10:50 ～ 11:00	15:20～15:30
	11:00 下校	15:30下校

3 6月1日の持ち物等について

マスク、健康観察表（校舎に入る前に確認します。すぐに取り出せるようにしてください）、ハンドタオル、ティッシュ、算数教科書、算数ノート、（算数ドリル、ドリルノート）

4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は欠席させてください。ご家族に同様の症状がある場合にも登校を見合わせてください。健康観察票は、必ず保護者が記入し登校時に持たせてください。

なお、登校後、児童が発熱した場合、学校で休養はできません。帰宅措置を講じます。

5 その他

○ 免疫力を高めるためにも、十分な睡眠、適度な運動や栄養バランスのとれた食事を心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

○ 第一期は1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が著しく困難な場合には、グループのA・Bにかかわらず、午前授業を受けられるようにします。なお放課後キッズクラブ（利用区分2）は、午前授業終了後から受け入れ可能です。保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が著しく困難な場合には、個別にご相談ください。

第二期は「緊急受入れ」は実施しません。放課後キッズクラブ（利用区分2）や放課後児童クラブ等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合には、個別にご相談ください。

○ 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。